告示

○総務省告示第百六十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月九日　総務大臣　山本　早苗

第二号を削り、第三号を第二号とする。

○中央選挙管理会告示第七号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者田中直紀の任者田中直紀、前田武志の出納責任者長友進及び矢田稚子の出納責任者大福眞由美から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第二項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十九年中央選挙管理会告示第二号（平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨を公表する件）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年五月九日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

三　報告書の要旨の部候補者田中直紀の項中

「岡田克也　民進党代表　5,000,000」を

「民進党　5,000,000」に改める。

同部候補者前田武志の項中

「民進党参議院比例区第48総支部　10,000,000」の下に

「民進党　5,000,000」を加え、

「その他の収入　5,000,000」を

「その他の収入　0」に改める。

同部候補者矢田稚子の項中

「民進党　5,027,500」を

「民進党　5,000,000」に、

「民進党参議院比例区第8総支部　20,000,000」を

「民進党参議院比例区第8総支部　20,027,500」に改める。

○中央選挙管理会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年五月九日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　平成28年７月10日執行参議院比例代表選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,200万円

3　報告書の要旨

候補者氏名	畦元　将吾	参議院名簿届出政党等	自由民主党	平成28年６月22日から平成28年７月10日まで　第２回分
出納責任者氏名	若林　仁美			

収入			支出		
主たる寄附 （氏名／団体名）	（職業）	（寄附額）	（費目）	（金額）	
		円			円
自由民主党東京都第25選挙区支部		100,000	人件費	0	(0)
			家屋費	0	(0)
			選挙事務所費	0	(0)
			集合会場費	0	(0)
			通信費	0	(0)
			交通費	0	(0)
			印刷費	0	(0)
			広告費	0	(0)
			文具費	0	(0)
			食糧費	0	(0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	0	(0)
その他の収入		0	雑費	0	(0)
今回計		100,000	今回計	0	(0)
前回計		4,000,000	前回計	8,730,452	(0)
総計		4,100,000	総計	8,730,452	(0)

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年４月４日	第２回報告分

備考　支出の各欄ごとの（　）内は、専ら公職選挙法第49条の２の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出を外書として記載したものである。

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月九日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一九九	池下　泰宏	二九、三、二三	本人からの申請
一五七二	一井　正彦	二九、三、二三	本人からの申請
一一五一	日下部奈美	二九、三、二三	本人からの申請